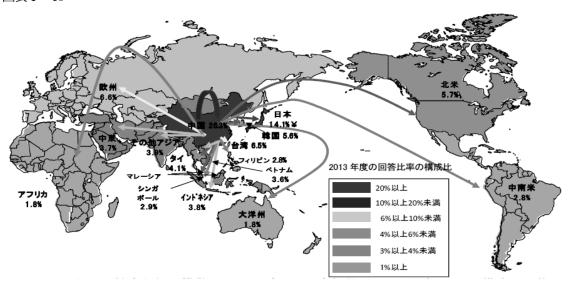
模倣品の世界的拡散と法制度・運用上の課題

(1) 模倣品の世界的拡散と模倣手口の巧妙化

グローバル化した経済の下、国境を越える世界規模での模倣品の拡散が深刻化している。OECD 調査 (2009年)によれば、世界の模倣品被害額は2007年時点で2,500億ドルに上り、侵害される権利も、商標権、意匠権、著作権や特許権等、様々な種類の知的財産権に及んでいる。

模倣品の拡散の要因としては、インターネットによる情報流通の拡大や物流システムの発展が考えられる。模倣品の多くは世界の工場である中国から輸出され、アジア地域だけでなく、欧米、ロシア、南米、中東、アフリカ等の巨大市場へ流出している(図表 I - 13 参照)。例えば、中国で製造されたと見られる模倣品が、中東地域の一大物流中継地点であるドバイの自由貿易地域(FTZ)及び自由港(FP)を経由して、中近東の近隣諸国や中央アジア、アフリカ、中南米、欧州、ロシア等へ流入しているとの指摘がある。同様に、中国製と見られる模倣品がパナマのコロン、チリのイキケ等の FTZ を経由してブラジルやメキシコにまで流入しているとの指摘もある。

また、組織的な国際分業により模倣品の製造・販売を行う等、模倣手口の巧妙化・高度化も報告されている。例えば、中国等でノーブランドの模倣品を製造・輸出し、知的財産権の保護水準の低い第三国で商標権侵害の模倣ラベル及びパッケージを製造・印刷して貼付するという手口が確認されている。また、中国等で日本ブランドをアラビア語に翻訳した商標を登録し、模倣品に当該商標を添付して輸出することで、海外消費者に誤認混同を生じさせている例も確認されている。



図表 I - 13

(2) 法制度・運用上の課題

このような模倣品問題の世界的拡散は、グローバルにビジネスを展開する日本企業にとって深刻な問題をもたらしている。そして、諸外国の法制度や運用には、日本企業が効果的かつ迅速な権利行使を行う上での様々な問題が報告されている。

例えば、ASEAN¹や中南米等新興国の一部では、知的財産権を侵害する輸出貨物や通過貨物は国境措置の 取締り対象外であり、中国等の模倣品製造国から他国へと模倣品が拡散する一因にもなっている。また、

-

¹ 詳細は第1部第2章「模放品・海賊版等の不正商品に関する問題」参照

インドでは、我が国のようなデッドコピー規制に関するルールが整備されておらず、他人による商品の形態模倣を円滑に排除できない。商標や意匠の冒認出願を行った模倣品販売業者に対しては、異議申立や無効審判手続きに長期間を要するため、そうした者が無権原であることの立証が困難であり、模倣品対策が円滑に進まないといった問題も存在する。さらに、中国²やロシア等では、商標権侵害物品の販売価格総額等が一定の水準に達しない限り刑事措置の対象とならず³、一方で個別事案における販売価格総額等の算定方法に関しては国内で統一的な運用がなされていない点もある等の問題があり、模倣品販売業者の刑事的責任を追及することが困難となる事態を招来している。台湾においては、法制度は整備されているもののいまだ日本コンテンツの知的財産権侵害が多数発生しており、海賊版 DVD/CD の蔓延により正規流通が阻害されているというのが我が国産業界の認識である。加えて、近年のインターネットの普及を背景として、ウェブサイト上で知的財産権が侵害される事例や、ウェブサイトを通じて模倣品が販売される事例が多発しているが、このような事例に対処する上で効果的な法制度整備の必要性も指摘されている。

特に、これら途上国を中心とする民間企業による知的財産権侵害に対しては、当該国家として積極的な取り組みの動機が生まれ難い側面があるため、これらの問題を解決するためには、TRIPS 協定に規定される知的財産権の侵害を除去するための権利行使の実効性確保だけにとどまらず、各国による模倣品撲滅のための意識改革及び積極的な取組を促していく必要があると認識している。

(3) 我が国の対応

これまでみてきたように、TRIPS 協定等の国際ルールの履行問題に加え、近年は、TRIPS 協定等既存の知 財保護に関する国際的な枠組みでは手当てしきれない問題や、ルールは整備されていても実効的な運用が 伴わず適切なエンフォースメントが確保されていないといった問題が多く発生している。

このような状況の中で、我が国政府としては、EPA/FTA 等の交渉の枠組みを活用し、中国やインド、ASEAN 等新興国に対して、TRIPS 協定等の既存の知財保護の遵守を求めるとともに、それら国際ルールを基礎とした高いレベルの知財保護、模倣品対策強化、知財制度の手続及び運用の透明性の向上を求めている。他方、先進国との交渉を通じて、高水準の知財保護等のモデルを確立し、新たな国際ルールの標準になることが期待される。

さらに、二国間での政府間対話を通じて、相手国政府に対し改善を要望するとともに、世界各地で展開している真贋判定セミナーや研修、啓発活動を通じて、新興国等の理解を得られやすい協力的なアプローチの量的・質的拡充も並行して行うことが重要である。EPA/FTA 等の枠組みにおいては知的財産小委員会/ビジネス環境整備小委員会を活用し、相手国政府に模倣品対策強化等を働きかけている。また EPA/FTA 等の枠組み以外にも、働きかけを行っている。このようなアプローチの具体例の一つとして、2014年12月1日にベトナム税関総局と日本貿易振興機構(ジェトロ)ハノイ事務所との間で署名された、水際取締りにおける知的財産権保護強化に向けた協力同意書が挙げられる。これは、ベトナムで税関登録を行った日本企業の権利保護を目的に、知財侵害疑義物品の税関手続停止、検査、監査措置、その他の知財侵害物品の輸出入抑制のため相互の情報共有等の条項で両者が同意したものであり、今後ベトナム国内での円滑な水際取締りの遂行が期待される。

² 詳細は第1部第1章「模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」参照。

³中国の刑事措置の閾値とTRIPS協定との整合性に関する問題については第Ⅰ部第1章「中国」(刑事上の制裁)参照。